

H 1 8 年 4 月 実 施 予 定 の 組 織 再 編 概 要

H17.12.9 総務委員会

【基本的考え方】

市町村合併による市町村の規模・能力の拡大にともない、県に求められる役割・機能の変化や行政のスリム化への対応が必要。
本庁、市町村との役割分担を整理し、県民の利便性・業務の現場性などを考慮しながら地方機関を再編。

1 . 総務事務所

東部、西部に県民センターを設置し、隠岐支庁とあわせて県下3カ所に再編。

所管事務のうち県民の利便性に配慮が必要な業務を実施するため、センターの内部組織として圏域単位に4事務所を配置。

県央に設置する事務所は大田市に設置するとともに川本町に駐在を置く。

地域振興機能は、東部においては本庁で実施。

課税機能は、県税部門の機能強化及び効率化を図るため、東西の県民センターに集中化。

県西部の地域振興と産業振興の連携を図るために、西部県民センターの内部組織として浜田商工労政事務所を統合。

2 . 農林振興センター

東部、西部に農林振興センターを設置し、隠岐支庁とあわせて県下3カ所に再編。

現場性の高い農業・林業普及業務を実施するため、センターの内部組織として圏域単位に4事務所を配置。

公共事業実施機能については、土木建築事務所と統合再編し、7圏域に設置する県土整備事務所を実施。

3 . 土木建築事務所

農林公共事業実施機能と統合し、県土整備事務所として7事務所4事業所体制を継続。

大田土木事業所は、大田耕地事業所と統合し、大田事業所に再編。